

1．旧浜岡町内の生徒の学力が低いことについて（新野南）

「浜岡中学校」の生徒成績は、近隣の中学校に比べて、飛びぬけて最下位だと聞く。義務教育である地元の小学校・中学校へ通う子どもはしっかり学力をつけてほしい。塾へ行かせなければ普通の学力さえも覚束ないようでは心配だ。自分の子や孫が通う学校は近隣でも優秀であってほしい。どう考えているか。対策があったら示してほしい。

A 市の児童・生徒の学力向上については、学校と家庭の両面から施策を展開している。

学校教育面では、学力向上、基礎学力の定着を目指し、授業改善、教職員の資質向上の両面から市内小学校の授業改善への取り組みや研究を重ねる一方、浜岡中学校は、平成 17・18 年度に「学ぶ意欲を育て、個が生きる授業」をテーマに授業研究に取り組んできた。

各校が児童の実態にあった研究活動を行い、小中学校の教職員が互いに学び合い小中の連携も充実してきている。9年間を見据え、歩調をそろえた学力向上、基礎学力定着を目指して取り組み、様々な角度からの指導・支援に力を入れている。

一方家庭教育では、現在実施している「マナーモデル運動」も学習環境向上に役立つことを期待している。家庭でも、ひとつのマナー向上を介して、コミュニケーションが増すだろう。家庭学習にも積極的に取り組む児童生徒が増え、学校教育と家庭教育がバランスよく融合したときに、はじめて学力向上が図られると考える。

2．小中学校の反社会的行為やいじめの問題（新野南）

小中学校の不登校やいじめはいっこうに減らず、基礎学力のない頑張れない生徒が多い。これは学校だけに任せておく問題ではなく、市の根幹を揺るがす問題。誇れるまち、安心して住めるまちづくりは人づくりから。すなわち教育。生徒が安心して学習や部活動に集中できる学校づくりのため、市として考えている対策は。

A 市内の小中学校では7月の段階で、不登校（30日以上の欠席者）が小学校で12人、中学校で22人（昨年7月では小学校5人、中学校が15人）。いじめは、本年度は7月段階で、小学校3件、うち1件は解消、残り2件は現在も継続支援中、中学校で2件、うち1件は解消、残り1件が継続支援中（昨年度小学校7件、中学校4件が報告されすべて解消）との報告を受けている。

不登校やいじめへの対応は、学級担任に任せるのではなく、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラーなどが連携しながらチームで取り組んでいる。その結果、いじめの多くは解消している。

暴力行為は、昨年度、中学校で7件・8人の報告があった。単独での行動がほとんどだった。

本年度はこれまでに暴力行為が中学校で3件の報告がある。いずれも早い段階で指導が行われ、解決に至っている。

しかし不登校、いじめ、暴力行為とも皆無ではない。不登校対策として、引きこもりの子ども

たちがまずは外へ1歩を踏み出すようにと、平成17年に教育会館へ適応指導教室「サンルーム」を開設した。1歩踏み出せば、次は学校、学級へと進んでいく。昨年度は、サンルームの生徒が、定期的に学校へ行き、同級生と交流ができた。こうした過程を経て、サンルームの3年生全員の進路が確定できたことは、子どもたちの今後の人生に大きな意味があった。サンルームでは、教室運営とともに相談業務も行い、子どもや保護者の悩みにも応えている。

ほかにも、市内小中学校の養護教諭と生徒指導主事・主任の連絡会を設け、小中連携して不登校やいじめなどへの対応策を検討している。しだいに不登校の子どもたちに、前に進もうという動きと意欲がでてきているのは大きな成果だ。

さらに、本年度は、「マナーモデル運動」を展開し、よい行為を褒め推奨していくことで、よいマナーが広がっていく。家庭が温かくなり、子どもの心も穏やかになり、学校、学級も安心して暮らせる環境になる。他機関との連携、あるいはマナーモデル運動といった「まちぐるみ」の運動を展開しながら、誰もが安心して生活できる学校づくりを目指していく。

3．篠ヶ谷調整池の水利用について（新野東）

篠ヶ谷調整池の水を工業用水として利用できれば、工場誘致の幅が広がると思うがどうか。

A 篠ヶ谷調整池は、農林水産省が施工する菊川左岸幹線水路「篠ヶ谷調整池」建設工事として発注し、来年3月末の完成を目指し工事中である。工事完成後は大井川右岸土地改良区が国から管理委託を受け管理をすることになっている。

調整池は堤体高14.9m、堤体長72.5m、貯水量7万トン。用水を使わない時期に菊川市南山からパイプラインで水を溜め、夏場の需要期に同じパイプラインで水を送り、大井川用水受益地に安定した農業用水を供給することを目的とした施設だ。農業の受益者に迷惑はかけられない。篠ヶ谷調整池から直接工業用水として利用することは認められていない。

4．生活道路の舗装について（新野東）

生活道路として使用されている道は100%舗装すべきであると思うが、市の計画はどうか。

A 現在生活道路の舗装率は92.2%で、他市に比べると進んでいる。しかし、農道の舗装率が41.5%と半分にも満たない。農業関係者には不便をかけている。やはり「100%舗装」が理想だが、市の財源をみながら順次整備していく。市民が困惑しないよう窓口は建設課に一本化した。

5．新野地区から生活必需品を売るお店を無くさない良い妙案は（新野南）

新野地区では今、商店が店をたたみ、残っている商店は僅か。農協も合併し、なくなってしまう。これから増えていく高齢者には大変不便だ。自立した高齢者であるために、自分の足で歩いていける距離に金融機関、郵便局、商店がほしい。せめて現在ある商店が営んでいける妙案はないか。中心地には大型店舗が進出し便利になっているが、端に住んでいる者は不便を強いられて

いる。地域格差が大きい。

A 主要な幹線道路沿いの姿は、過去のものとなってしまった。これも交通量の増大から時代の要請と共に佐粟谷バイパスの開通など、人の流れが変わり、人口減少が大きな要因となっていると推察する。昭和35年と現在の人口を比較すると、浜岡地区全人口が5,200人(18,723人/23,905人)増えている一方、新野地区の人口は560人(2,419人/1,858人)も減っている。

容易なことではないが、定住人口と交流人口、双方の「人を呼び込むこと」に尽きる。現在取り組んでいる「新野地区まちづくり市民会議」の中で出されている歴史を活かした交流の促進など、行政と地域で知恵を出し合って取り組まなければならない。ここだけでなく朝比奈、比木も同様の問題を抱えている。

6．地域に活力を取り戻すために市営住宅を建ててほしい(新野南)

中心地より離れた地域が活性化するには、まず若い人が住んでくれることだ。ぜひ新野地区にも市営住宅を建てて、子どもたちが増えることを強く望む。

A 市営住宅新野団地には現在20戸が入居している。この中には幼稚園児もいる。

市営住宅への入居希望はあるものの、古い建物は敬遠され、一部は空室となっている。民間のアパートなども必ずしも満杯ではない。公営住宅の需要予測では新規の建設が13戸必要とされているが、増加が予想される高齢者世帯に対応した住宅だ。

現状では新野地区に市営住宅を建設する計画はない。地域の活性化を期待する市営住宅の建設は難しい。

7．原子力発電所1・2号機について(新野東)

現在運転を停止している要因は。裁判の結果がでないと運転しないのか。

A 浜岡原子力発電所1・2号機の停止は、中部電力から「原子炉内にある構造物の取替工事」、「耐震性を高めるための工事」および「排気筒の建替工事」によるもので、平成23年3月までの予定だと聞いている。

浜岡原子力発電所の運転差し止めの裁判は、去る6月15日に結審され、10月26日に判決がくだされるようだ。浜岡原子力発電所の耐震安全性は、国の安全審査で確認されており、安全性は確保されていると考えているが、市としては今後の判決結果などを注視していきたい。

8．財政について(新野東)

10年後の原発の償却資産税はどのくらいになるのか。財政への影響はどの程度か。

A 原子力発電所の償却資産税は現在の設備がそのまま在るとすると、本年度51億5,900万円

から 10 年後の平成 29 年度には 16 億 9,900 万円と 34 億 6,000 万円もの減額が予想される。

財源対策として進めている企業誘致事業も、すぐにその効果が現れることにはならない。

今後の状況が厳しくなるからこそ、一層の行財政改革に取り組む。事務の効率化や経費を節減しながら、真に住民のために必要とされる事業を厳選し、財源の重点化・効率化に努めていく。

9．新野地区への企業誘致について（新野東）

積極的に新野への企業誘致を進めてもらいたい。

A 今年に入ってから高松地区に出光興産御前崎製造所が生産を開始し、木村鋳造所やその他企業でも規模拡張を計画するなど明るい兆しも見え始めている。

しかし、過去には御前崎市に立地したいという企業があったが、工業用水がなく、取り止めとなった経緯もある。

実際 1～2 年で操業したいというアプローチはある。新野の一部を造成して用地を手当しておくこともひとつの手法かとも考える。企業立地室と協議を重ねて進めたい。

10．職員の育成について（新野東）

職員はその課の職務を認識し、特に若い人たちは問題意識をもって市内を見て回り、行政に反映してほしい。やはり職員には勉強の機会を与えてほしいし一方の職員も地方自治法、あるいは専門書を見てほしい。

A 公務員の意識や行動に対する市民の厳しい指摘のある中、行政改革、地方分権、公務員制度改革が進められ、職員には市民との協働意識、専門的知識、経営感覚など一層の能力開発が求められている。御前崎市全体、地区全体をみて判断ができる職員を育てたい。市職員研修計画に基づいて職場外研修、職場研修、そして自己啓発を行っていく。

11．集中改革プランの進捗状況について（新野西）

平成 17 年度から始まった集中改革プランは 5 年計画の 3 年目に入った。「広報おまえざき 5 月号」の記事ではわからなかった次の点を質問する。

平成 18 年度の行革の計算可能な削減効果はどの程度あったか。

市民との協働をどのように推進するのか、具体的考えは。

A 数値的に出ているものは、少ない。無駄を省くことによって、支出を抑制すること、行政サービスによっては内容を見直してやり方を変え、市民満足度を向上させるなど行政改革の考え方も両面の性格がある。

昨年 18 年度の削減効果で、まず職員数は平成 17 年度中に 32 人、平成 18 年度中に 14 人減っている。金額で表すと平成 18 年度中には約 9,800 万円程度削減された。また、職員の時間外手

当で約 2,000 万円、口座振替の者へ領収書の発行を中止し 150 万円、上下水道料金の一括請求により 180 万円削減されている。逆に火曜ナイト税務の、1,200 万円程度の増収もある。昨年から検討している「給食センター」の取り扱いは具体的な方針も決まり、平成 20 年度から一部民間委託する。これにより人件費に係る部分の削減が見込まれる。

総合計画の中で「自立と市民協働」を掲げている。集中改革プランの中では「地域協働の推進」項目がある。市民と一緒に行政を進めた事案は「市の歌の発表会」などはまさしく協働。市民主体のなかで行政が脇役になって実現した。荒廃農地の再生事業も仕掛けは行政だが、実際農地を手がけてもらうのは市民だ。男女共同参画の計画づくりも行政と公募した市民とで計画を作り上げ、いよいよ実施の段階。しだいに具体的な事例が出てきている。

12. 社会資本整備は各地区適切に（新野西）

合併により広域行政となっても依然として行政境は残る。しかし、生活圏はつながっているの
で社会資本整備は各地区適切に行うべきで、近隣市との協調・調整も必要だ。何をもって適切と
見るかは様々だが、感覚的な評価・不満に対して客観的な数値を示すことで、多くの市民が考え、
理解が得られることもある。次の数字を示してほしい。現在進められている「地域別まちづくり
市民会議」の参考にもなる。

合併後の市事業による地区別社会資本整備費（国・県の補助金を含む）の比率 A

地区別税収の比率 B

地区別社会資本整備費と税収の比率の対比 $A / B = C$

地区別 1 人当たりの社会資本整備費 地区別社会資本整備費 / 地区別人口 = D

また、合併以後に菊川市・牧之原市と協議・調整した事例があるか。

A 市内の社会資本整備、税収の比率、地区別 1 人当たりの整備費など、地区によって分け、数字を公表することは

地区別の正確な統計データがとれないこと

総合計画に沿ったまちづくりを進めていくうえで、例えば税収比率の高い地区に対して社会資本整備を進めていく、税収比率の低い地区には整備しないといった議論にはならないこと。合併 4 年で区切ることはデータとして偏った数字となり、その数字だけが前面に出て正確に伝わらない恐れがあること。

などから適切でないと判断した。ここで数字を公表することはできない。

また、近隣の牧之原市とは南遠地区聖苑、環境保全センター、消防を広域施設組合で運営している。行政境の道水路などの協議・調整を行った箇所はない。しかし、合併前から国道 150 号や主要地方道掛川浜岡線など、起終点が広域に及ぶ幹線道路は、影響する市町で建設促進期成同盟会を結成して早期実現を要望している。比木のインターチェンジを含めた区間、150 号線の 4 車線化も進んでいる。また、県道も掛川浜岡線が徐々に進められている。

13. 学校給食費未納問題、保育料滞納問題、その他市税滞納問題について（新野西）

給食費未納 23 世帯に対し、掛川・島田両簡易裁判所に法的措置の申し立てを行い、県内の他の市町からも注目されている中で、報道によると 5 世帯は「無反応」とのことだが、これほどの騒ぎの中でこの 5 世帯の対応はどうか。本来なら住所、氏名を公表すべきだ。

報道によると平成 17 年度の御前崎市の保育料滞納額は 342,100 円となっているが、世帯数やその後の状況を説明してほしい。18、19 年度の納付状況はどうか。

固定資産税、市県民税、国民健康保険税、介護保険料、軽自動車税などの未納状況はどうか。これらに対して市はどのように対応していくのか。

A 学校給食費未納は、平成 18 年度に毎月の振替不能通知の発送や年 2 回の督促通知、夜間電話催告・個別訪問などを行い、2 月に最終催告を通知した。それでも反応のない保護者 23 人に対し、5 月 30 日に支払い督促の申し立てをした。

8 月 20 日現在、その後の状況は全納による取り下げ 4 件、異議の申し立てによる訴訟 10 件、市へ直接相談された方が 4 件あった。残る 5 件に動きがない状況。

市は今後、強制執行手続きに入ることも可能となる。粛々と可能な法手続きを進めていく。

なお、住所・氏名の公表は、個人情報保護や守秘義務の観点から難しい。

保育料の平成 17 年度の滞納繰越額は、8 世帯 342,100 円、18 年度は、4 世帯 126,577 円だった。19 年度は 4 世帯で納付が遅れているものの、支払ってもらえるものと考えている。平成 17 年度以前の滞納額は年度当初 1,790,864 円。滞納額の総トータルは 1,917,441 円だが、8 月 21 日現在 1,215,744 円となっている。

今年度は、4 月から 8 月 20 日までで 701,697 円収納している。過年度分の保育料の納付は、担当課で臨宅や電話交渉を続けている。ほとんどの方と交渉を持ち、分割で納めてもらっているが、納付に応じない方には法的手段として差押えも実施している。

市税などの未納状況は、金額と未納者数とを概数で示す。

平成 18 年度末の滞納状況は、おおむね過去 5 年間の合計となるが、固定資産税が 1 億 5,300 万円で 610 人、市民税が 1 億 3 千万円で 1,630 人、軽自動車税が 560 万円で 440 人、国民健康保険税が 2 億 5,700 万円で 1,170 人となっている。なお、介護保険料は 920 人で 630 万円。

公平、公正な税負担のため、引き続き地方税法に基づいて預金、生命保険、不動産の差押えなどの「滞納処分」を行う。

また、徴収困難事案は、来年 4 月業務開始予定の「静岡地方税滞納整理機構」に移管し、事案の解決、税収の確保を図っていく。

14. 災害時の要援護者情報や台帳整備について（新野西）

県は昨年、市町に対し、本年度中に作成するよう指示を出しているが、どのような方式で考えているか。

本年 2 月 8 日、県主催の災害時要援護者支援研修会に 11 人出席し、災害時の対応を勉強し

たが、市からはひとりも参加しなかった。市の地震災害時の対応意識が甘い。

行政は個人情報保護法を盾に情報を開示しない。民生委員としての活動に支障をきたす。政府ガイドラインにも本人の同意がなくても明らかに要援護者本人の利益になると判断したときは、自治体は積極的に取り組むべきと言っているが、市はどのように考えているか。

要援護者情報収集の方法として住民基本台帳をもとに 65 歳以上の方々の情報を登用すべき。それらを震災時に、警察、消防、民生委員、自治会に提出し、非難救助ができるように条例化すべきである。先進事例地として東京都渋谷区、北海道北見市が優れている。ぜひ参考にされたい。

A 災害時要援護者避難支援計画は、平成 17 年 3 月に内閣府、消防庁等関係省庁で策定し、平成 18 年 3 月に改訂された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」で必要性が示されている。この計画は、避難支援対象者、関係機関の役割分担、要援護者リストの提供先、保管などの全体的な考え方と、要援護者一人一人に対する避難支援者、避難先、避難方法等を記載した個別計画で構成される。

他の方の支援がなければ避難できない在宅の方で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない方を絞り、同意をもらった上で個別計画を策定したい。策定された個別計画は関係機関が共有し、災害時に役立てたい。

本研修会は静岡県下東中西 3 会場で開催されたが、2 月 8 日は職務の都合で同行できなかった。同月 22 日に静岡市で開催された研修会に参加した。また、関連する会議なども防災課と合同で出席し、災害時に備えるべく対応をしている。

「要援護者リスト」を民生委員に開示し、個別計画を要する方を絞った上で、個人情報の取り扱いに細心の注意を払い取組んでいきたい。災害時要援護者避難支援計画で、同意された方々の情報を避難支援者、自主防災会、消防団及び民生委員に提供する方向で検討している。また、防災課が中心となって防災体制を見直しており、市民部内に要援護者支援班を設け、避難行動要支援者の対応にあたりたい。

先進事例を参考に、災害時要援護者避難支援計画や市防災組織の中で災害時要援護者支援を行いたい。

給食費の年度当初の説明と保護者に対して署名などさせたらどうか。

税務課の中に特別徴収スタッフをつくって毎週火曜日の夜に相談に乗ったらどうか検討してほしい。